

市からの連絡帳

届け出

証明書コンビニ交付サービス停止のお知らせ

システムメンテナンスに伴い、下記の日時でマイナンバーカードを利用した証明書コンビニ交付サービスが停止します。ご理解とご協力をお願いします。

なお、停止日程は変更になる場合がありますので、最新の情報は市HPをご覧ください。

時/対 7月16日(金)終日/市内外の全ての店舗

▶市民課 ☎ 042-460-9820
☎ 042-438-4020

子育て

ひとり親家庭の就業支援

母子家庭のお母さんや父子家庭のお父さんを対象に就職・転職・資格取得などの支援をします。また、児童扶養手当を受給されている方で自立・就労に意欲のある方には、面接のうえ自立のためのプログラムを策定することができます(生活保護を受給していない方が対象)。相談された方の意向に沿って、継続的にお手伝いします。

□面接日時 (月)・(火)・(水)・(金)午前10時～午後4時(8月21日(土)午前9時～11時・24日(火)午後5時～7時は時間外で就業相談を行います)

※面接は予約優先。詳細はお問い合わせください。

▶子育て支援課 ☎ 042-460-9840

乳・子医療証の現況届

現在(乳)・(子)医療証をお持ちで、更新手続きの必要な対象者へ「現況届」を送付します。必要書類を添えて提出してください。

対 ●市外に住居登録がある ●在留期間満了が近い ●過年度未提出など
場 ●窓口：子育て支援課(田無第二庁舎2階)

●回収ポスト：市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

□提出期限 8月19日(木)

※申請時の届出事項(加入保険など)に変更があり、変更届を未提出の方は早めに手続きをください(出張所は受付不可)。
▶子育て支援課 ☎ 042-460-9840

暮らし

伝統文化等継承事業を行う団体への補助金申請の受付開始

市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事など)を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。

□対象事業 4月1日～令和4年3月31日に実施する ●郷土に対する認識と愛着の向上 ●担い手となる後継者の育成 ●地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、本市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業または過去に本市で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業 例：どんと焼きなど

□補助金上限 1事業10万円

□資格 次の全てに該当する団体

●市内に活動拠点がある

●一定の活動実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある

●団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか ●会計経理が明確

●他に補助金の交付を受けていない

●特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない

●暴力団やその構成員の統制下でない

申 7月15日(休)午前9時～8月31日(火)午後5時まで、申請書など提出書類を文化振興課(田無第二庁舎5階)へ持参

※申請書などは文化振興課・市HPで配布 ※申請内容などは事前にご相談ください。

▶文化振興課 ☎ 042-420-2817

募集

「子ども・地域」を応援企画提案事業

市内で行われる「子ども」や「地域資源」をテーマにした事業に対し、事業の経費を補助金として交付します。

◆事業テーマ

□「子ども」部門 市内の児童・生徒などを対象に行う公益活動(見守り・イベント・学校行事への協力など)

□「地域資源」部門 市内の地域資源の周知・活用を図る目的で行う公益活動(PR活動・イベントなど)

□事業実施期間 10月～令和4年3月

□補助金 各部門3団体まで。1団体につき上限10万円

□応募期間 8月20日(金)まで ※詳細は市HP・企画政策課(田無庁舎3階)で配布する募集要項をご覧ください。

▶企画政策課 ☎ 042-460-9800

西東京市特別職報酬等審議会の市民委員

内 市議会の議員、市長および副市長などの報酬などの審議

□資格/人数 在住で満18歳以上の方/2人

※他の附属機関などの委員との兼任不可

□任期 8～11月(予定)

□会議数 4回程度(平日)

□報酬 日額1万800円

□選考方法 作文「私が特別職報酬等審議会の委員に応募した理由」(800字程度)による選考

申 7月26日(月)(必着)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号を明記し、〒188-8666市役所職員課へ郵送または持参(田無庁舎5階)

▶職員課 ☎ 042-460-9813

総合計画策定審議会委員

内 市のまちづくりの基本となる総合計画(令和6～15年度)の策定に向けた検討

□資格/人数 在住・在勤・在学の18歳以上の方で、対面・Webのどちらの開催方法でも参加できる方/4人(うち、学生2人以内。その他2人以内。)

※他の附属機関委員などとの兼任不可

□任期 9月から2年間

□会議数 年8回程度(原則平日昼間)

□報酬 1回につき1万800円

□選考方法 作文「これからの西東京市のまちづくり」(800字～1,000字程度)および自己PR文(800字以内。行政への市民参加やボランティア、NPOなどの経験のほか、各種実績・経歴・資格など)による選考

申 8月10日(火)(必着)までに、作文および自己PR文に住所・氏名・年齢・職業・電話番号を明記し、〒188-8666市役所企画政策課へ郵送・メールまたは持参(田無庁舎3階)

※詳細は市HPをご覧ください。

▶企画政策課 ☎ 042-460-9800

☎ 042-460-9800 ☎ kikaku@city.nishitokyo.lg.jp

都市計画審議会市民委員

内 西東京市の土地利用やまちづくりなど、都市計画に関する事項の審議

□資格/人数 在住・在勤・在学で満18歳以上の方/2人

※他の審議会委員などとの兼任不可

□任期 10月1日(金)から2年間

□会議数 年4回程度(平日昼間)

□報酬 日額1万800円

□選考方法 作文「私が考える20年後の西東京市の姿とそれに向けたまちづくり」(800字以内)による選考

申 8月6日(金)(消印有効)までに、作文に住所・氏名・生年月日・電話番号・職業を明記し、〒202-8555市役所都市計画課へ郵送・メールまたは持参(保谷東分庁舎)

▶都市計画課 ☎ 042-438-4050 ☎ toshikei@city.nishitokyo.lg.jp

西東京市民会館跡地活用事業実施事業者選定委員会委員

内 市民会館の跡地活用について、施設整備などを実施する民間事業者の選定

□資格/人数 在住・在勤・在学の18歳以上/2人

※他の附属機関等委員との兼任不可など

□会議数 全2～3回(予定)

※初回は8月5日(木)を予定し、令和4年1～2月に1～2回を予定

□謝礼 1回につき2,000円

□選考方法 作文「西東京市民会館跡地活用における公民連携に期待すること」(800字程度)による選考

申 7月28日(水)(必着)までに、作文に住所・氏名・年齢・職業・電話番号・メールアドレスを明記し、〒188-8666市役所文化振興課へ郵送・メールまたは持参(田無第二庁舎5階)

※詳細は市HPをご覧ください。

▶文化振興課 ☎ 042-420-2817 ☎ bunka@city.nishitokyo.lg.jp

保育園調理・用務業務委託事業者

市立こまどり保育園で調理・用務業務を行う事業者を募集・選定します。

□選定方法 企画提案競技(プロポーザル方式)

□募集要領 市HPに掲載

申 8月10日(火)までに、必要書類を〒188-8666市役所保育課へ郵送または持参(田無第二庁舎2階)

※詳細は市HPをご覧ください。

▶保育課 ☎ 042-460-9842

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

国民健康保険

認定証の有効期限は7月31日(土)です。既にお持ちの方も申請が必要です。
場 保険年金課(田無庁舎2階)・市民課(防災・保谷保健福祉総合センター1階)

持 ●来庁者の本人確認ができるもの ●認定証を作る方の保険証 ●マイナンバー確認書類

□認定証とは 所得や年齢に応じて、1カ月間に医療機関へ支払う医療費の自己負担限度額が決まっています。国保加入者が上

記認定証を医療機関に提示すると、1医療機関の1カ月間の会計を所定の限度額に抑えられます。支払った医療費が限度額を超えた方には、高額療養費の申請書を後日送付します。

□70歳～74歳の方は 所得区分によっては、高齢受給者証が認定証の役割を兼ねている方もいます。認定証の申請が必要かどうかについては、下記までお問い合わせください。

▶保険年金課 ☎ 042-460-9821

後期高齢者医療保険

認定証の有効期限は7月31日(土)です。現在、認定証をお持ちで、8月1日(日)から下記に該当する方には、更新した認定証を7月下旬に郵送します。

□限度額適用認定証の対象の方 被保険者証の一部負担金の割合が3割負担で、後期高齢者医療制度に加入している同じ世帯の最も高い住民税課税所得者が次のいずれかに該当する方

①現役並み所得Ⅰ…課税所得145万円以上380万円未満の世帯の方

②現役並み所得Ⅱ…課税所得380万円以上690万円未満の世帯の方

□限度額適用・標準負担額減額認定証の対象の方 被保険者証の一部負担金の割合が1割負担で、住民税非課税世帯であり次

のいずれかに該当する方

③区分Ⅰ…世帯全員の所得が0円の方(公的年金収入は80万円を控除、給与収入は給与所得控除後さらに10万円を控除し計算)または老齢福祉年金を受給している方

④区分Ⅱ…③に該当しない方

※認定証を持っておらず、①～④に該当する方は要申請(認定証を入院・外来時に提示することで医療機関の保険適用負担額が限度額までとなり、③・④に関しては食事代も減額されます。)

問 制度について…東京いきいきネット ☎ または東京都後期高齢者医療広域連合お問い合わせセンター ☎ 0570-086-519(PHS・IP電話) ☎ 03-3222-4496

※平日午前9時～午後5時

▶保険年金課 ☎ 042-460-9823